

信濃美術館整備事業設計プロポーザルに対する質問・回答
 一次審査提出書類に係る質問（3）

受 理 日	平成 29 年 3 月 8 日
掲 載 日	平成 29 年 3 月 13 日

番号	分類	区分	内 容
4	実施要領	質 問	<p>参加者資格IV-1(1)に記載 公共的な文化施設(美術館・博物館または図書館)の取り扱いについて。</p> <p>企業が運営する個人作家の美術館で不特定多数が入場する施設等、展示場用途として建築確認を受けたものは、実績に必要な公共的な建築物として認められますか。</p>
		回 答	<p>美術館、博物館又は図書館（以下「美術館等」と記します。）が、他の施設の一部に含まれている場合も含め、建築基準法の申請用途が他の用途であっても、適法に不特定多数の者の利用に供する美術館等として設計されたものは、参加資格として必要な実績に該当します。</p> <p>この場合、実績を証する書類にその事実を証明できる図面等を添付してください。</p>